

転出・転入などの 手続きはお済みですか？

毎年4月は、入学や就職、転勤などによる転出・転入の住所変更が多く、市民課の窓口が大変混雑します。転出の予定が決まっているかたは、余裕をもって早めに手続きをしてください。

転出するかた

①窓口で転出の手続きをしてください。転出証明書を発行します。
(無料)

※転出予定日が決まったら、転出の手続きをすることができます。

②転出先では、転出した日から14日以内に転出証明書を提出し、転入の手続きをしてください。

※転入地を変更して、別の住所地に転入する場合でも、転出証明書を提出してください。

③印鑑登録証は、異動予定日の前日まで有効ですが、異動予定日以降登録は抹消されます。

※印鑑登録証は窓口へ返すか、はさみを入れて破棄してください。

転入するかた

①本市に移ってきたら、前住所地で発行した証明書を持って、14日以

内に転入の手続きをしてください。②国民健康保険に加入しなければならぬかたは、その旨を申し出てください。

転居するかた

①転居した後、14日以内に手続きをしてください。

※手続き後、印鑑登録の住所地は自動的に変更されます。

②国民健康保険被保険者証、老人医療受給者証、介護保険被保険者証を持つているかたは持参してください。

★本人確認をします

〔住民異動届
(転出・転入・転居など)〕

○本人確認の方法

住民基本台帳カード、運転免許証、旅券など写真付きの公的機関発行の証明書1点(この証明がない場合は、健康保険証、年金手帳、定期券、キャッシュカード、クレジットカードなど本人と推定されるもの2点以上)の提出をお願いします。

※確認できないときは、後日確認のため通知文を郵送します。

窓口業務を 延長しています

市民課では、市民サービスの充実を図るために、次のとおり窓口業務の時間延長を行っています。

実施曜日

○毎週月曜日と金曜日

(祝日を除く)

延長時間

○午後5時15分～6時

取り扱い業務

- ①住民票の写しの交付
- ②印鑑登録証明書の交付
- ③年金現況証明書の交付
- ④記載事項証明書の交付
- ⑤外国人登録原票記載事項証明書の交付

取り扱わない業務

- ①転入・転出・転居の受け付け
 - ②印鑑登録の申請
 - ③戸籍関係の各種届け出の受け付けと謄本・抄本などの発行
- ※婚姻届・死亡届などは、これまでどおり当直室で受け付けます。

問い合わせ先

市民課

(☎23)51111内線213

上下水道について

転出・転入・転居のときは、3～4日前にご連絡ください。

★使用休止届け

転出・転居するかたは、使用休止の届け出をしてください。届け出がないまま転出・転居をすると、届けるまでの間の料金を支払うこととなります。

また、その後入居するかたに迷惑をかけることにもなります。

★使用開始届け

転入・転居などで新たに水道・下水道を使用するかたも届け出が必要です。



問い合わせ先

上下水道部管理課

(☎25)4511